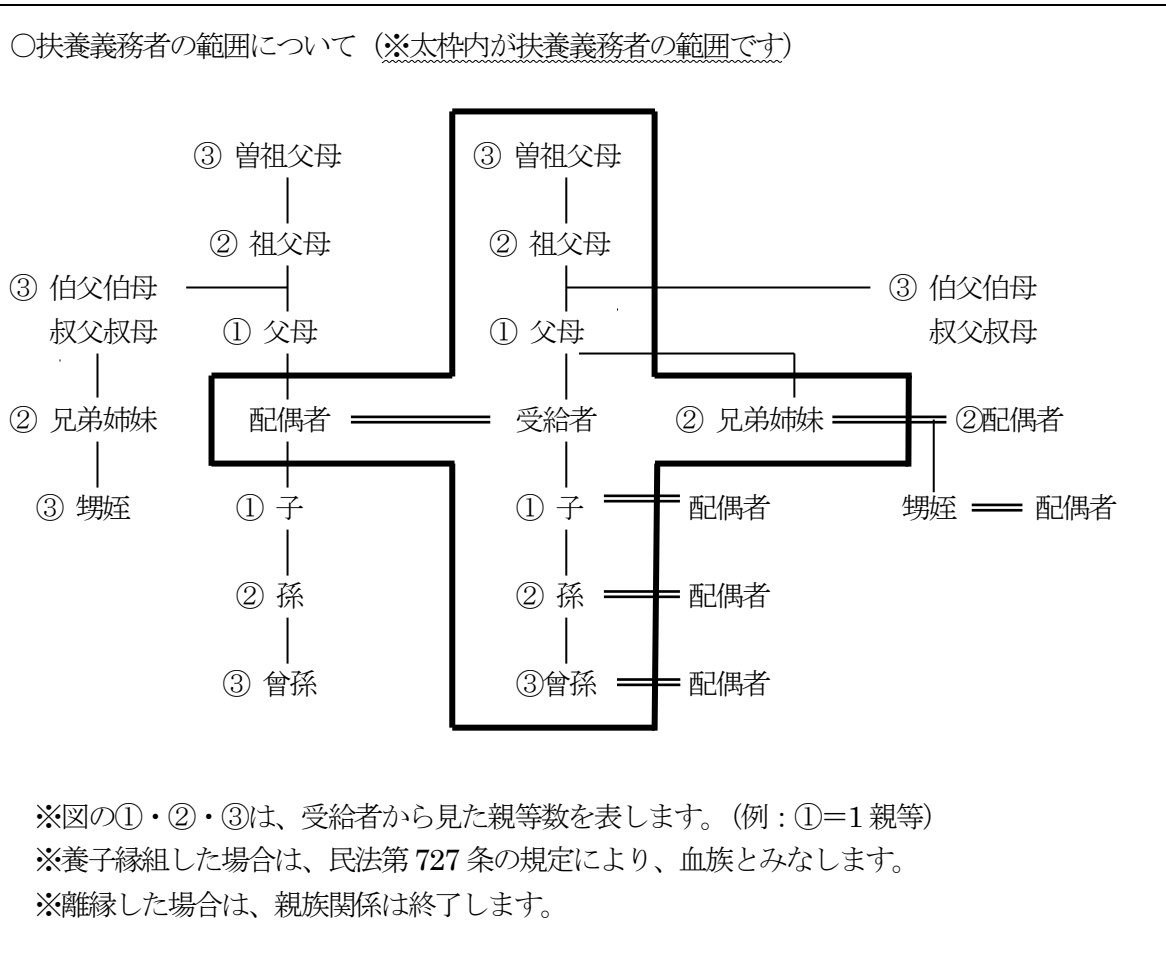


## 扶養義務者について

扶養義務者とは、民法第 877 条第 1 項に定める者のことで、かつ受給者世帯と生計をともに維持する者をいいます。

簡易なイメージとしては、同居の親族を指し、受給者の代わりに児童の監護を行える者といったところです。また同居という部分については、「住民票上で世帯分離している場合」、「番地の枝番違いの住所への居住」等は同居と見なします。



扶養義務者に該当の者と同居状態の場合は、その者の所得の確認を行い、所得制限限度額を超える場合は、受給者の所得に問題がない場合でも、手当の支給はありません。

扶養義務者については、受給者の子であっても手当の対象児童から外れている場合については、扶養義務者として扱います。

受給者世帯と生計をともにする扶養義務者が 2 人以上いる場合は、控除後の所得が一番高い者の所得により所得制限に該当するかを認定します。

また扶養義務者と別生計であるということを申し立てることもできます。その申し立てを行った場合には、扶養義務者と別居していると思なします。

申し立てには、生計が別であることを証明する書類の提出が必要となりますので、ご相談ください。